

障害者差別解消法とは、 どんな法律なのでしょうか？

「障害を理由とした差別」をなくす法律です

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

●対象となる「障害のある人」とは

障害者基本法で定められたすべての障害のある人（身体障害、知的障害、精神障害〈発達障害を含む〉、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人）です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。



「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」

障害を理由とした差別には、障害のある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

「不当な差別的取扱い」

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明※があったにもかかわらず、「社会的障壁（3ページ参照）」を取り除く合理的な配慮をしないことです。



※知的障害などにより本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、その家族、介助者、支援者などが意思の表明をすることもできます。

合理的配慮が求められる「社会的障壁」とは？

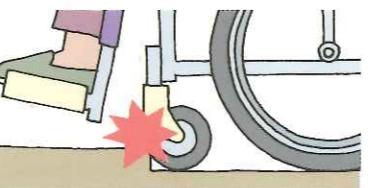
合理的配慮が求められる社会的障壁とは、障害のある人にとて日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもので、次のような事物、制度、慣行、観念のことです。

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観念（障害のある人への偏見など）

社会的障壁の具体例

「道路の段差」

3cm程度の段差でも車いすは進めなくなります。



「書類」

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



「ホームページ」

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。



合理的配慮として好ましい例

交通機関で電車などに乗る車いすの人を駅員などが手助けする。



視覚障害のある人に書類などの内容を読み上げながら説明する。



聴覚障害のある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をする。



この法律で守らなければならないこと

國の行政機関・ 地方公共団体など

民間事業者など
民間事業者には、個人事業者やNPOなど非営利事業者も含まれます。

不当な差別的取扱い

（禁止）
不当な差別的取扱いが禁止されます。

（禁止）
不当な差別的取扱いが禁止されます。

障害者への合理的配慮

（法的義務）
障害者に対して合理的配慮を行わなければなりません。

（努力義務）
障害者に対して合理的配慮を行うよう努めなければなりません。